

令和4年第1回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 4年 1月21日 (金)

午後2時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 3年12月17日		
2	招集の期日	令和 4年 1月21日		
3	会 期	令和 4年 1月21日から 令和 4年 1月21日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	な し		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	3 件	3 件	0 件	0 件
	計			
	3 件	3 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和3年教育委員会第12回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第2号	令和4年度教育委員会関係当初予算について

承認第1号

令和3年教育委員会第12回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和4年1月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱（令和 3 年教育委員会訓令第 5 号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 4 年 1 月 2 1 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」が改正され、不妊治療に係る通院等について特別休暇の規定が整備されたことに伴い、北海道教育委員会の「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」が一部改正されたことから、これに準じ本要綱を改正するものである。

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する要綱

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱（令和3年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント</p> <p>ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p><u>(エ) 不妊治療を受けること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント</p> <p>ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(5)～(7) 略</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第2号

令和4年度教育委員会関係当初予算について

令和4年度教育委員会関係当初予算について、次のように町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

令和4年1月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和4年度予算編成時における、教育委員会関係予算要求について、町長に申し出をするものである。